○厚生労働省告示第三百六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の一号を加える。

六十一　コラーゲン半月板補填材を用いた半月板修復療法　半月板損傷（関節鏡検査により半月板の欠損を有すると診断された患者に係るものに限る。）

○厚生労働省告示第三百七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十七年厚生労働省告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「岩見沢公共職業安定所」の下に「、名寄公共職業安定所」を加える。

第六号を第十四号とする。

第五号中「及び伊集院公共職業安定所」を「、伊集院公共職業安定所及び名瀬公共職業安定所」に改め、同号を第十三号とする。

第四号中「四万十公共職業安定所」の下に「、安芸公共職業安定所」を加え、同号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　福岡県の区域（福岡西公共職業安定所の管轄区域に限る。）

十一　佐賀県の区域（武雄公共職業安定所の管轄区域に限る。）

十二　長崎県の区域（大村公共職業安定所の管轄区域に限る。）

第三号の次に次の五号を加える。

四　京都府の区域（京都田辺公共職業安定所の管轄区域に限る。）

五　大阪府の区域（池田公共職業安定所、泉大津公共職業安定所、河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所及び河内長野公共職業安定所の管轄区域に限る。）

六　島根県の区域（雲南公共職業安定所の管轄区域に限る。）

七　広島県の区域（可部公共職業安定所の管轄区域に限る。）

八　徳島県の区域（吉野川公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十七年七月三十日と定め、公示する。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

第一の一の㈠のイの表青森県の項中「青系一八七号、あきたこまち」を「あきたこまち、青天の霹靂」に改める。

○農林水産省告示第千六百六十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年三月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23927号
2　登録年月日　平成27年3月11日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　SAKCAL109
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

○農林水産省告示第千六百七十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年三月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23928号
2　登録年月日　平成27年3月11日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　USCAL68604
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

○経済産業省告示第百三十九号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第五十条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録調査機関の名称	登録調査機関の住所	廃止する業務の範囲	廃止する年月日
高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社	東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号	全ての登録調査機関の業務	平成二十七年六月三十日

○経済産業省告示第百四十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
414084	峰岸　裕郎	414085	森　太一郎
414086	森　大輔	414087	赤岡　史崇
414088	石田　武久	414089	植田　容成
414090	小室　博一	414091	田村　巌
414092	関戸　信晴	414093	吉村　謙一
414094	菅原　海	414095	酒井　雅之
414096	高橋　一隆	414097	景岡　純司
414098	野村　昌平	414099	後藤　照博
414100	井川　翔太	414101	市原　秀裕
414102	奥村　和浩	414103	角田　裕介
414104	小西　郁良	414105	酒匂　孝之
414106	本多　史和	414107	山本　裕介

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定に基づき、平成三年七月二十五日農林水産省告示第九百七十二号（森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

北海道の部留萌の項中「天塩郡のうち豊富町を除く地域」を「天塩郡遠別町及び天塩町」に改め、同部宗谷の項中「天塩郡豊富町」を「天塩郡豊富町及び幌延町」に改める。

○農林水産省告示第千六百七十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年三月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23987号
2　登録年月日　平成27年3月11日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　BALAZWITE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定に基づき、平成三年七月二十五日農林水産省告示第九百七十二号（森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

北海道の部留萌の項中「天塩郡のうち豊富町を除く地域」を「天塩郡遠別町及び天塩町」に改め、同部宗谷の項中「天塩郡豊富町」を「天塩郡豊富町及び幌延町」に改める。

○農林水産省告示第千六百七十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年三月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23882号
2　登録年月日　平成27年3月3日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARDYMADONA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第23888号
2　登録年月日　平成27年3月3日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARLISETTE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain